

## 業務委託契約書

(以下「甲」という)は、株式会社SUPOTA(以下「乙」という)に対し、甲の
以下の第1条に示された業務における業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。
第1条(委託業務)
乙が甲に対し委託する業務(以下「本業務」という)は、以下の通りとする。
1. 甲の指定した
2. その他、双方が合意した
3. 但し、以下に示されるものは本業務に含まれないものとする。
(1)
(2)
(2)
第2条(委託期間)
委託業務の期間は年月日より年月日とする。
第3条(委託料とその支払い)
乙が甲に対し支払う委託料は、円(日本円)とする。その支払いは第2条の委託期間
に示された委託期間終了後から15日以内に指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、
振込手数料は甲の負担とする。
第4条(成果物の権利帰属)
委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属す
る。
第5条(秘密保持)
1. 乙は、業務遂行のために有用な情報を甲に提供する。ただし、法令または第三者との契約によって地間されている情報についてはこの間はでない。
て制限されている情報についてはこの限りでない。

1.乙が甲に提供する以前に、すでに公知のもの。

三者に漏洩してはならない。ただし、以下の情報はこの限りでない。

- 2.乙が甲に提供した後に、甲の責によらない事由により公知とされたもの。
- 3.甲が正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

2. 甲乙双方は、前項の情報、本契約の履行により知り得た相手方の営業上または技術上の機密を第

3. 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

## 第6条(契約解除)

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

## 第7条(協議)

本契約に定めない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

年月日		
	甲:	
	住所:	
	電話:	
	氏名:	
	<b>Z</b> :	
	株式会社SUPOTA	
	代表取締役 河合 佑真	印